奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県規則第六十六号

奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則

(趣旨)

理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 六号) 第三条の規定に基づき、 この規則は、 奈良県立飛鳥京跡苑池条例 奈良県立飛鳥京跡苑池 (平成二十八年三月奈良県条例第七十 以下 「苑池」という。 の管

(開館時間)

第二条 前九時から午後五時までとする。 苑池に設置する休憩舎(次条におい て 「休憩舎」 とい **う**。  $\mathcal{O}$ 開 館 時間 は 午

(休館日)

第三条 休憩舎の休館日は、 十二月二十八日 から翌年の 月 兀 ]日まで の日とする

(開館時間の変更等)

知事は、 必要があると認めるときは、 前二条の 規定に カン カン ?わらず、 開館 時間を

変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用者の制限)

第五条 次に掲げる者は、 苑池を利用することができな

酩酊者等他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

善良な風俗を害し、 又は秩序を乱すおそれがあると認められる者

(苑池の秩序維持)

第六条 苑池の利用者は、 苑池内におい て次に掲げる行為をし てはなら

- 一指定の場所以外で喫煙すること。
- 二 施設、設備又は備品を汚損し、又は破壊すること。
- 三 公共の安全、 衛生又は風紀を害する行為をすること。

その他知事の指示に従わず、 苑池内の秩序を乱す行為をすること。

2 知事は、  $\mathcal{O}$ 利用を制限 前項各号の いずれかに該当する行為を行 若し くは停止 苑池 からの退去を命じ、 い、又はその おそれのある者に対 又は苑池  $\mathcal{O}$ 利用

を一定期間禁止することができる。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、苑池の管理及び運営に関し必要な事項は、 知事

が定める。

## 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。